# 日本帆船模型同好会協議会「JSMCC」会則

2004.01.01 作定
2014.07.20 改定
2015.09.20 改定
2016.03.01 改定（2016.01.01 遡及実施）

## 第１条　名　称

**１－１　当会の名称を次のように呼びます。**
和名：日本帆船模型同好会協議会
英名：
JAPAN SAILING SHIP MODELERS’ CLUB CONFERENCE
略称：JSMCC
**１－２　創立** 当会の創立は 平成 16 年１月１日とします。

## 第２条　会の目的

当会は日本の帆船模型を愛好する各クラブおよび同好会等と相互の親睦を図り、情報交換を行って、日本の帆船模型の普及と知名度を高め、帆船模型に関する知識の向上、技術の伝達および交流、指導に貢献することを目的とします。
なお、当会は営利を目的とした活動は行いません。

## 第３条　会　員

**３－１　会　員**
会員は第２条に賛同する各クラブおよび同好会等の加入によって構成します。
但し、個人での参加は認めません。
**３－２　入　会**
入会希望者は、入会申込書を会長に提出して承認を得ることとします。
**３－３ 退会その他**
会員が退会する時は、理由を付して退会届を会長に提出することとします。
但し、会員が解散した時、当会の目的に違反する行為をした時、または会費を滞納した時には会員の資格を失います。

## 第４条　活　動

**４－１　会の活動**
会員は当会の活動に積極的に協力します。
**４－２　活動内容**
当会の活動の具体的な内容は次の通りです。
（１）会員相互の連絡および情報交換を常時行います。
（２）海外事情の伝達や帆船に関する資料の提供を行います。
（３）帆船模型全国展の開催を計画します。
（４）近隣同好会間で展示会に相互友情出品を検討します。
（５）ホ-ムペ-ジのある各会員は帆船模型展示会等の最新のニュ-スの提供および会員相互の PR を行います。

## 第５条　役　員

**５－１　役　員**
当会には次の役員をおきます。

| | |
|---|---|
| 会　長： | １名　会長は常任運営委員を輪番で引き受ける会員の会長とします。<br>各任期は２年とします。 |
| 常任運営委員： | ３名・・ザ・ロープ、横浜帆船模型同好会、ザ・ロープオーサカの３会員とします。 |
| 運営委員： | ３名・・運営委員は会長が常任運営委員以外の会員の中から委嘱し、任期は２年間とします。 |

**５－２　職　務**
（１）会長は、当会を代表します。
（２）運営委員は、当会の業務運営全般について会長を補佐します。
（３）会計監査は、毎年会計監査を実施の上運営委員会に報告します。
（４）常任運営委員および運営委員を委託された各会員において異動のあった時はすみやかに事務局に連絡します。

## 第６条　機　関

**６－１　総会**
総会は当会の意思決定を行う執行機関とし、年一回書面でもって開催し、会員に配布された運営委員会の決定事項の議決、承認を行います。
**６－２　運営委員会**
活動報告と年度の活動計画、および全国展の検討を行います。
決算報告等の総会議案の提議を行います。
会員への諸報告、情報交換その他を行います。
**６－３　運営委員会の開催**
運営委員会は年２回として会長が招集します。原則は常任委員の全員の出席をもって開催します。運営委員については地方の負担も考慮して出席は任意とします。
全国展の開催時は別途計画することとします。
**６－４ 常任運営委員会**
運営委員会に議案を提議することができます。
常任委員会の開催は担当する３会の展示会または展覧会の機会に行います。
**６－５　事務局・会計**
会長は、事務局および会計を設置して事務および経費処理を行います。
会期毎に会員名簿の発行を行います。
年会費の徴収管理を行います。
会計決算書の作成を行います。

| | |
|---|---|
| 事務局・会計 | １～２名　会長を引き受ける会員が担当します。 |
| 会計監査 | １名　次期会長を引き受ける会員が担当します。 |

## 第７条　会　期

当会の会期は毎年１月１日から 12 月 31 日とします。会計年度もこれに準じます。

## 第８条　経　費

（１）当会の運営は会費、寄付金、利子、その他の収入をもって当てます。
（２）年会費は、前年度末現在の会員の構成員数に１名あたり百円を乗じた金額とします。
但し、新入会員は入会時点の会員数に１名あたり百円を乗じた金額で初年度年会費を納入することとします。
尚、本項の改定は 2016 年１月１日に遡及して実施するものとします。
（３）会費その他の収入および経費の支払いは会長の承認を受けて事務局・会計が管理します。

## 第９条　会則の施行と変更

この会則は運営委員会の承認を経て施行します。但し、会員から発議があった時は、第６条 6-1 により変更することができます。

## 第 10 条　その他

この会則に定めのないものは、運営委員会の承認を経て別に定めます。